

県外避難者の帰郷支援に関する方針の改正について（要点）

1 改正の趣旨

東日本大震災から10年が経過し、多くの県外避難者が避難生活を終了しているが、個々の事情により避難生活の継続を余儀なくされている県外避難者は存在していることから、下記の背景を踏まえて方針を改め、引き続き支援を実施するもの。

2 改正の背景

- (1) 県外避難者数は46世帯87人（令和3年3月11日現在）で、ピーク時の9,206人（平成24年4月）と比較すると約99%減少している。
- (2) 災害公営住宅の整備が完了し、帰郷を受入れる環境は、概ね整っている。
- (3) 県外避難者数の減少・帰郷を受け入れる環境の整備により、県外避難者支援事業の終了・見直しを行ってきた。
 - イ すでに終了している事業
 - (イ) 県外避難者ニーズ調査（H28のみ「県外避難者帰郷意向調査」） H28 終了
 - (ロ) 県外避難者調査員（戸別訪問人員）配置（復推課2名、東京2名） H29 限り
 - (ハ) みやぎ避難者帰郷支援センター設置 H29 終了
 - ロ 令和2年度で終了する事業
 - (イ) みやぎ被災者生活支援ガイドブック（令和元年度からHPへの掲載のみ）
 - (ロ) 県外避難者（交流）相談会の開催
 - (ハ) 県外避難者支援員の配置（大阪はH29終了、東京はR2終了）
 - (ニ) 県外避難者支援団体への助成金交付
 - (ホ) みやぎ復興定期便の発行
 - (ヘ) 県外避難者名簿整理業務委託（業務委託は終了、R3から直営）
 - ハ 令和3年度以降も継続する事業
 - (イ) 県外避難者名簿整理業務（直営）、県外避難者数の公表
 - (ロ) 住民票調査
 - (ハ) 県外避難者意向調査（郵送調査、場合により電話調査）
 - (ニ) 避難先自治体等が主催する交流会・会議への参加
 - (ホ) 情報提供（情報紙の配布、相談等）

3 改正の内容

別紙対照表のとおり

4 スケジュール

- | | |
|----------|--|
| 1月22日（金） | 部次長レク、佐野副知事レク（1.25） |
| 1月28日（木） | 被災者生活支援実施本部会議 ・令和3年度以降の体制の決定（旧組織名） ・帰郷方針の改正内容の説明、意見集約、方向性の確認 |
| 3月29日（月） | 震災復興本部会議 ・令和3年度以降の体制（新組織名を反映） ・帰郷方針の決定（新組織名を反映） |
| 3月29日（月） | 県内市町村・都道府県通知 ※議会への報告は行わない。 |